

建築審査会審議概要

会議名		令和 6 年度第 3 回札幌市建築審査会
開催日時		令和 6 年 12 月 17 日(火) 午後 1 時 00 分～午後 1 時 35 分
開催場所		Web 会議
出席者	委員	森会長、宮浦委員、喜多委員、星原委員、道尾委員
	事務局	都) 建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員 1 名
	説明員	都) 建築指導部管理課指導係長、係員 1 名
審議結果		議案第 1 号及び議案第 2 号について「同意」
議事概要		○：委員の発言 ●：説明員の発言 (1) 議案第 1 号及び第 2 号 商業地域の敷地内において、用途の制限を超えて貯蔵量 20,000ℓ を超える重油（第三石油類）の貯蔵に供する建築物を新築したい旨の許可申請（建築基準法第 48 条第 10 項ただし書） 【主な質疑応答】 ○今回の申請のような貯蔵量の建築物は他にもたくさん事例があるのか。それとも札幌市の都心部の中ではかなり大規模なものに当たるのか。 ●他にも同程度の重油を貯蔵している施設はあるが、地中に直接タンクを埋設しており、建築基準法第 48 条の制限対象とならない形で貯蔵している。 ○今回は建築物内に貯蔵しているので許可が必要になるが、地中埋設の場合は制限の対象外ということか。 ●そのとおりである。 ○重油の搬入時には複数台のタンクローリーが必要になると思われる。路上に駐車して待機することにならないだろうか。 ●建築物の建設直後は確かに大量に搬入することになるが、建築物を使い始める前なので、周囲に影響が出ない時間帯や方法で行うと申請者側から聞いている。また、非常時に使用した重油の補給は、タイミングとしては限定的であると考えている。 ○重油の劣化による入れ替えの方が非常時の使用よりも頻度が高いと思われるが、その点はどのようなやりとりがなされているか。 ●重油の品質管理については定期的に品質調査を行い、状態が良ければ、そこまでの頻度で入れ替えることはないと聞いている。 ○重油を大量に導入することについて、エネルギーマスタープランなどの札幌

	市の計画と照らし、部署間でどのように連携や協議が図られているのか。 ●重油を使用するのは非常用であり、日常利用に関しては、都心部に共有されている地域熱供給を採用することで省エネに取り組んでいる。 また、非常用の燃料としてはガスという選択肢もあり得るが、消防法や建築基準法に適合する大出力の非常用発電機の商品が無いため、重油を採用することになったと申請者側に確認している。 ○今回の申請に対して同意する方針に変わりはないが、重油の劣化に対する頻度について申請者側に実績等を確認し、審査会に報告してもらえないか。 ●かしこまりました。 以上
連絡先	札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当） 電話番号：011-211-2859